

RIの使用に伴って発生するRI汚染物のクリアランス対象物のうち再利用の対象になるものとその物量(案)

平成21年9月15日

放射線規制室

クリアランス対象汚染物[推定]				評価経路			
区分	クリアランスの対象となる種別名称		汚染物量 (ton/year)		埋設処分	再利用	焼却処理
			一括*	個別**			
可燃性RI汚染物	紙類・布類・木片		71	0.03			<ul style="list-style-type: none"> ・焼却灰の埋設処分**** ・溶融固化物の再利用**** ・焼却灰の溶融固化物の埋設処分
	プラスチック類		341	0.39			
	動物死体		19	0.003			
	フィルタ	HEPA/PRE	189	0.45			
		チャコール	161	0.14			
	小計		781	1.01			
不燃性RI汚染物	ガラス・薄肉金属等		382	0.21			<ul style="list-style-type: none"> ・ガラス等医療廃棄物は加熱処理後埋設処分
	コンクリート		166	0.06			
	金属塊		173	0.05			
	土砂		17	8***			
	小計		737	8.32		一括: 339, 個別: 0.11 (ton/year)	
合計		1518	9.33		一括: 339, 個別: 0.11 (ton/year)		

* (社)日本アイソトープ協会が集荷したRI廃棄物のクリアランス対象物量について(平成21年6月10日)から引用

** (社)日本アイソトープ協会が集荷したRI廃棄物より試算した事業所当りの年間平均クリアランス対象物量に5年間分の保管量を一度にクリアランスすることを想定して5倍の物量とした。(この物量は、全事業所の96%を包含する。)

*** 土砂については、土壌汚染等によって突発的に発生することから、平均値ではなく、これまでの事例から1件当たり4t程度の発生量があったため、2倍の尤度をとって8tとした。

**** 平成12年6月16日 原子力安全委員会放射性廃棄物安全基準専門部会 「核燃料使用施設、RI法対象施設等におけるクリアランスレベルについて」における評価シナリオにおいて、焼却灰の埋設処分及び焼却倍の溶融固化物の再利用は検討が行われている。